

伊佐市農業委員会第3回総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月28日(月) 午前9時00分から10時12分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室
3. 出席委員 (21人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
4番委員	8番委員	1番推進委員	8番推進委員
5番委員	9番委員	2番推進委員	11番推進委員
6番委員	10番委員	3番推進委員	12番推進委員
7番委員	11番委員	5番推進委員	13番推進委員
	12番委員	6番推進委員	15番推進委員
		7番推進委員	

4. 欠席委員 (4人)

5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名 6番委員 7番委員
- 第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
- 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について
- 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について
- 議案第6号「非農地証明願」について
- 議案第7号「農地空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和3年度 第3回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

本日は、2番農業委員が欠席ですが、出席人数は10名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。会長お願いします。

議長 皆様おはようございます。

皆様、田植えはお済みでしょうか。まだの方は体に気を付けて田植え等を行っていただければ有り難いと思います。本日は総会終了後、農地利用状況調査が毎年おこなわれるわけですが、それに対して7月から9月までと期限を切って今年度も実施する計画でございます。終了後この研修会を開催したいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の議事録署名委員を指名いたします。6番農業委員と7番農業委員をお願いいたします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。

ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についてお願いいたします。

事務局 報告1号 農地法第18条第6項の規定による通知につきまして、資料1ページから4ページまで農業経営基盤強化促進法による解約が14件です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 それでは、なしでございますので、報告第2号「農地の利用目的変更について」事務局報告をお願いします。

事務局 5ページをお開き下さい。

報告第2号「農地の利用目的変更について」の整理番号1番につきまして、去る6月14日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたしま

す。

申請人 OHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口青木字多々良石村中1670番1で、地目は田、地積は969㎡、青木屯田池から南へ約600mに位置しています。

申請地の地目は田で、平成18年ごろまで近くの水路からポンプアップして用水を引き水稻を作付けしていましたが、市道との高低差が高いところで2m程あるため水田に水が溜まらなくなり、現在は保全管理のみを行っている状態であることから、畑として使用したいとのことで、今回農地利用目的変更の申請を提出されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われまことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議 長

報告は終わりました。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議 長

なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。所有権移転について10番農業委員が譲り受け人となっていますので、農業委員会等に関する法律、第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、10番委員の退席をお願いします。

(10番委員退席)

議 長

それでは、事務局の報告を求めます。

事 務 局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

番号1番の譲渡人は、伊佐市大口大田に居住する HTさんです。譲受人は、伊佐市大口大田に居住する認定農業者の THさんです。土地の所在地は伊佐市大口大田字稻荷ノ下2279番外1筆、地目は田、地積は2筆合計で1,053㎡です。申請地は大口高校から北へ約1.2kmに位置する農用地区域内農地に指定されている良く管理された農地です。

続きまして、貸借について説明します。15ページの総括表をご覧ください。期間は3年から19年で面積は、合計435,468㎡で利用権を設定する者の数は36人、設定を受ける者の数は24人です。土地の詳細は資料7ページから14ページ、番号1番から38番のとおりです。以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

ここで、10番委員の入室をお願いします。

(10番委員着席)

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」にかかわる処分決定について提案いたします。

それでは整理番号1番から7番まで、一括で報告をお願いします。ご意見・ご質問は、全ての報告終了後お願ひいたします。

整理番号1番につて、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る6月24日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 HYさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 AEさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノロ2366番外2筆、地目は田、地積は3筆合計2,607㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は15,288㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約0.7kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号2番、3番について、12番農業委員の報告を求めまます。

1 2 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきままして、去る6月24日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 NAさんは、霧島市隼人町姫城に居住され、市外住民で年齢は78歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字飯伏182番外2筆で、地目は田、地積は3筆合計4,628㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は326,974㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

引き続き整理番号3番について去る6月24日に現地調査をいたしましたので、私12番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は67歳です。

渡し人 TYさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は86歳です。

申請地は、伊佐市菱刈市山字古屋敷261番、地目は田、地積は1,191㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は326,974㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わ

ります。

議長 整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る6月20日に現地調査をいたしましたので、私4番が報告いたします。

申請人 KKさんは、伊佐市大口田代に居住され、年齢は41歳です。

渡し人 MKさんは、伊佐市大口青木に居住され、年齢は85歳です。

申請地は、伊佐市大口田代字澤渡1467番3外2筆で、地目は田、地積は3筆合計2,039㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は22,158㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約200mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番、6番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号5番につきまして、去る6月24日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 NRさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は70歳です。

渡し人 MMさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は91歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字中牟田4025番1、地目は田、地積は1,397㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は136,136㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約0.5kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。

引き続き、整理番号6番につきまして、去る6月24日に現地調査をいたしましたので、私11番が報告いたします。

申請人 SNさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は78歳です。
渡し人の、KJさんは亡くなられているため相続財産管財人である弁護士 MJさんが渡し人です。鹿児島市中町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字下原田4165番3外2筆で、地目は田、地積は3筆合計2,090㎡で所有権移転売買になります。

受人の経営面積は49,517㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番につきまして、去る6月25日に現地調査をいたしましたので、私6番が報告いたします。

申請人 AAさんは、千葉県柏市松葉町に居住され、市外住民で年齢は67歳です。

渡し人 YKさんは、奈良県大和郡山市小泉町に居住され、市外住民で年齢は68歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字本屋敷1490番1、地目は田、地積は225㎡で所有権移転贈与になります。

空き家バンク利用での購入ですが、平成30年8月10日に申請登録がされています。新規就農で営農計画書が提出されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図、営農計画書等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号1番から7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>賛成多数。よって整理番号1番から7番については許可が決定いたしました。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数7件について7件の処分が決定いたしました。</p>
<p>————— 議案第3号 —————</p>		
議	長	<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）（除外申出）」の意見決定について提案いたします。</p> <p>整理番号1番について、11番農業委員の報告を求めます。</p>
11番 農業委員		<p>議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る6月23日、申請人 YSさんの立ち合いのもと、5番推進委員と私11番農業委員の2名で共同調査をしましたので11番農業委員が報告します。</p> <p>申請人は、始良市加治木町木田に居住の YSさん、年齢は90歳です。申請地は、伊佐市菱刈荒田字前田1850番で、地目は田、地積は558㎡です。本城小学校から北西に約3kmの所に位置し現況は田です。</p> <p>周囲の状況は、東側が牛舎、北側が宅地、西側が宅地、南側が畑で、除外後、牛の運動場にしようとして計画されています。この申請は、具体的な転用計画があり周囲は農地ですが農用地区域外周部のため除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響はないと思われま</p> <p>以上のような理由により、除外は妥当と判断致しました。添付書類として、農地利用計画の変更に係る意見書、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、平面図、位置図等が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番については、意見が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定についてのうち、整理番号2番について、去る6月23日、用途区分変更目的である太陽光発電施設設置予定者J株式会社代表取締役 UUさん代理人 O行政書士立ち合いのもと、15番推進委員、私9番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、私9番農業委員が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口宮人に居住されている SMさんで、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字上尾下シ484番1で、地目は田、地積は3,093㎡です。

所在地は、県立北薩病院の西300mに位置し、東側は用水路を挟んで田、北側は山林で崖、西側は崖で崖の上には介護施設、南側も山林の崖で、東側を除いて崖に囲まれた状況で周囲に与える影響はないものと思われまます。立地や水利の点で米作りに向いていないため、牧草を栽培してまいました。用途区分を変更しても周辺への影響はありません。

この申請については、具体的な計画があり除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響はないものと思われまます。

除外目的は、福岡市博多区東光に所在のJ株式会社代表取締役 UUがパネル360枚の太陽光発電施設を設置するためです。

添付書類として、農地利用計画の変更に係る意見書、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、位置図、字図、パネル配置図兼開発敷地平面図、集成図、農用地利用計画変更現地写真、行政書士宛の任状等が添付されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において農業振興地域整備計画の一部変更を行い、申請地を農業振興地域から除外することはやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号2番については、意見が決定いたしました。

議長 整理番号3番、4番については関連がありますので、一括での報告をお願いいたします。6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第3号「農業振興整備計画の一部変更(用途区分変更)」申出の意見決定についてのうち、整理番号3番、4番について、去る6月23日、申出人 SKさん立会いのもと、4番農業委員、12番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

整理番号3番の申請人は、伊佐市大口曾木に居住されている OTさんで、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字青木1583番で、地目は田、地積は227㎡です。

所在地は、曾木小学校から北東へ約400mに位置し、東側が田、北側が牛舎、西側が市道、南側が宅地で、平成25年頃隣接地である農地を牛舎へ転用した際、施設への進入路として整備し、今後も農地としての利用は困難であるため、用途区分変更をするものです。

引き続き、整理番号4番の申請人は、東京都町田市に居住されている MRさんで、年齢は70歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字青木1584番地で、地目は田、地積は41㎡です。用途区分変更する目的は3番と同じです。

この申請については、除外することで農地の集団化、農作業の効率化への影響はないものと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、位置図、現地写真、農地利用計画の変更に係る意見書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ

議 長 くと判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議 長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番、4番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号3番、4番については、意見が決定いたしました。

議 長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更)(除外申出)」の意見決定について、申請件数4件について4件の処分が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。

整理番号1番について、6番農業委員の報告を求めます。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る6月23日、申請人 SKさん立会いのもと、4番農業委員、12番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口曾木に居住されている SKさんで、年齢は56歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字青木1585番で、地目は田、地積は3,999㎡です。

農地区分は農用地区域内農地で、転用目的は牛舎、運動場、機械置場、ロール置場です。

所在地は、曾木小学校から北東へ約0.4kmに位置しており、東側は宅地、北側は田、南側は田、西側は牛舎で、周囲に与える影響はないもの

と思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る6月23日、申請人 ADさん立会いのもと、5番推進委員、私11番農業委員の2名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈川北に居住されている ADさんで、年齢は39歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字立添2801番1外2筆で、地目は田、地積は3筆合計471㎡です。

農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は農業用資材置場です。

所在地は、築地交差点から東へ約0.2kmに位置しており、東側は宅地、北側も宅地、南側は川内川、西側は宅地で、周囲に与える影響はないものと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付

されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数2件について、2件が処分決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について報告をお願いします。

整理番号1番、2番について関連がありますので一括で報告をお願いいたします。4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番、2番について、一体事業のため一括で報告いたします。去る6月23日、申請人 SKさん立会いのもと、6番農業委員、12番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、4番が報告いたします。

整理番号1番の譲受人は、伊佐市大口曾木に居住されている SKさんで、年齢は56歳です。

譲渡人は、東京都町田市金森に居住されている MRさんで、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口曾木字青木1584番で、地目は田、地積は41

m²です。

整理番号2番の譲受人も、伊佐市大口曾木に居住されているSKさんで、年齢は56歳です。

譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されているOTさんで、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口曾木字青木1583番で、地目は田、地積は227m²です。

転用目的は2件とも通路及び進入路で、農地区分は農用地区域内農地で、所有権移転贈与です。

農用地区域内農地は原則不許可ですが、北側の牛舎に付随する通路として不許可の例外のうち、農用地利用計画指定用途に該当いたします。

また2筆は平成25年より申請内容の目的に供しており、追認にて許可を求める申請です。

所在地は、曾木小学校から北東へ約400mに位置しており、東側は田、西側は市道、北側と南側は宅地となっており、周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番、2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番
農 業 委 員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る6月23日、申請人 株式会社S 代表取締役 TYさん代理人T行政書士立会いのもと、15番推進委員、私9番農業委員の2名で共同調査をしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口宮人に所在する 株式会社T 代表取締役TYさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されている TTさんで、年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字小ヶ倉1186番5外4筆で、地目は田が3筆、畑が2筆、地積は田3筆で8,034㎡、畑2筆で2,596㎡、合計10,630㎡です。

転用目的は資材置場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転贈与です。

所在地は、羽月西小学校から南南東へ約1.6kmに位置しており、いずれの農地も雑草が茂っており不耕作地です。周囲は山林、原野で非農地に囲まれており、事前に隣接地の所有者に説明を行う計画であり周囲に与える影響はないかと思われます。被害防除計画によると雨水の排水は周辺の水路に放流となっていることから、水路管理者と事前打ち合わせをしっかりと行うことを代理人に確認しました。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、資材置場配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、株式会社S全履歴事項全部証明書、定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議	長	賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。
議	長	整理番号4番、5番、6番、7番について関連がありますので一括で報告をお願いいたします。12番農業委員の報告を求めます。
1	2	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号4番、5番、6番、7番を一括して、去る6月23日、申請人 株式会社E TSさん立会いのもと、7番農業委員、4番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、12番が報告いたします。
農	業	整理番号4番の譲受人は、鹿児島市伊敷に居住されているIYさんで、市外住民です。
員		譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているTKさんで、年齢は73歳です。
		申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5180番27で、地目は畑、地積は2,332㎡です。
		転用目的は太陽光発電施設及び資材置場、駐車場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。
		所在地は、市役所菱刈庁舎からから西へ約1,500mに位置しており、東側は山林、西側は山林、北側は畑、南側は山林となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。
		引き続き、整理番号5番の譲受人は、鹿児島市皇徳寺台に居住されているTKさんで、市外住民です。
		譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているKKさんで、年齢は77歳です。
		申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5165番で、地目は畑、地積は1,730㎡です。
		転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。
		所在地は、市役所菱刈庁舎からから西へ約1,500mに位置しており、東側は畑、西側は畑、北側は山林、南側は山林となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。
		引き続き、整理番号6番の譲受人は、鹿児島市坂之上に居住されているKKさんで、市外住民です。
		譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているMSさんで、年齢は62歳です。
		申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5165番1で、地目は畑、地積は795㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、市役所菱刈庁舎から西へ約1,500mに位置しており、東側は畑、西側は畑、北側は畑、南側は畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われま

す。引き続き、整理番号7番の譲受人は、鹿児島市坂之上に居住されているKKさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されているTAさんで、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5175番2で、地目は畑、地積は472㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、市役所菱刈庁舎から西へ約1,500mに位置しており、東側は畑、西側は畑、北側は畑、南側は畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 12番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番、5番、6番、7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号4番、5番、6番、7番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号8番、9番、10番について関連がありますので一括で報告を

お願いいたします。7番農業委員の報告を求めます。

7 番
農 業 委 員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番、9番、10番について、去る6月23日、申請人 株式会社E TSさん立会いのもと、12番農業委員、4番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、鹿児島市鷹師に所在する 株式会社E 代表取締役 SKさんです。

整理番号8番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている MMさんで、年齢は84歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5178番で、地目は畑、地積は3,260㎡です。

転用目的は太陽光発電施設及び資材置場、駐車場で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、市役所菱刈庁舎から北西へ約1.5kmに位置しており、東側は畑、西側と南側は山林、北側は畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

整理番号9番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている TAさんで、年齢は89歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5164番で、地目は畑、地積は1,309㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、市役所菱刈庁舎から北西へ約1.5kmに位置しており、東側は山林、西側と北側は畑、南側は畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

整理番号10番の譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている YKさんで、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字猶木原5166番で、地目は畑、地積は1,748㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、農地区分は第2種農地その他の農地で、所有権移転売買です。

所在地は、市役所菱刈庁舎から北西へ約1.5kmに位置しており、東側は畑、西側は畑、北側は山林、南側は畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、定款等が添付さ

れております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番、9番、10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号8番、9番、10番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号11番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る6月23日、申請人の代理人O行政書士の立会いのもと、11番推進委員、13番推進委員、私10番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、10番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市大口下殿に居住されている WSさんで、年齢は37歳です。

譲渡人は、伊佐市大口金波田に居住されている HMさんで、年齢は62歳です。

申請地は、伊佐市大口金波田字土井ノ上820番で、地目は畑、地積は369㎡です。

転用目的は一般住宅で、所有権移転贈与です。農地区分は第1種農地ですが集落接続施設となり転用については、問題ないと思われま

す。所在地は、羽月保育園から東へ約900mに位置しており、南側は畑、東側も畑、北側は宅地、西側は畑となっており、周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書等が添付されてお

ります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号11番は、処分決定いたしました。

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数11件について、11件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議長 議案第6号「非農地証明願について」提案いたします。
整理番号1番、2番、3番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第6号「非農地証明願について」のうち整理番号1番について、去る6月22日、申請人立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 TSさんは、伊佐市大口上町に居住されています。

申請地は、伊佐市大口上町33番1、地目は田、地積は45㎡です。

所在地は、大口ふれあいセンターから北へ約100mに位置し、北側と東側は道路、南側と西側は宅地になります。

非農地になった時期及び理由としては、もともと申請地周辺には田等はなく小さな畑と隣接する土地に貸家を所有していましたが、平成10年の都市計画事業で換地処分を受けた後、申請地においては農地として利用することはなく、隣接していた貸家も取り壊したとのこと。

その後、飲み屋を開きたいという人から話があったため西側の宅地と

一緒に店舗用の敷地として貸していたとのこと。現在は営業しておりませんが、借り人が建てた店舗が残ったままの状態であり、今後も農地として利用することはないとのこと。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

続きまして整理番号2番について、去る6月22日、所有者の相続人であるTTさん立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市大口上町に居住されています。

申請地は、伊佐市大口上町15番9、地目は畑、地積は39㎡です。

所在地は、大口グリーンホテルから東へ約100mに位置し、北側は申請人の自宅、東側と南側は宅地、西側は道路になります。

非農地になった時期及び理由としては、もともと現在の場所から離れたところに農地を所有していましたが、都市計画事業の際に自宅の隣に農地を寄せてもらったとのことで、平成10年の区画整理事業完了後は農地としての利用はなく自宅の敷地と境界が判らないほど現在宅地の一部として利用されています。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

続きまして整理番号3番について、去る6月22日、申請人の代理人T行政書士立合いのもと、事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人 YKさんは、東京都昭島市松原町に居住されています。

申請地は、伊佐市大口上町25番12、地目は畑、地積は539㎡です。

所在地は、JA伊佐総合支所から南へ約80mに位置し、北側と東側は宅地、南側と西側は道路になります。

非農地になった時期及び理由としては、土地区画整理事業実施以前の平成7年3月に隣接する東側の土地とまたがって共同住宅を建築してしまったことによるものです。また、建物以外の部分につきましては、入居者用の駐車場としてアスファルト舗装された状態となっています。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、位置図、字図等が提出されています。

調査の結果、この申請については既に農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しましたが、委員皆様方のご審議方よろしくお願いたします。以上で報告を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はござい

ませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番、3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番、2番、3番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願について」3件申請のうち3件の許可が決定いたしました。

————— 議案第7号 —————

議長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について提案いたします。
整理番号1番について、事務局の報告を求めます。

事務局 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積（地番解除）について、事務局よりご説明いたします。

整理番号1番の申請人 YKさんは奈良県大和郡山市小泉町に居住されている市外住民です。

申請地は、伊佐市大口曾木字本屋敷1490番1で、地目は田、地積は225㎡、曾木小学校から北へ約300mに位置し、宅地に隣接する農地です。

平成30年8月28日付けで空き家に付随する農地として下限面積の地番指定を行っていましたが、今回空き家と一緒に売却が決定し、伊佐市空き家空き店舗バンク実施要項第6条1項の規定により、登録台帳の抹消がありましたので、申請地について下限面積の地番指定を解除したいと思います。

委員皆様のご審議方よろしくお願いたします。

事務局 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について決定いたしました。

議長 議案第7号「農地付空き家・空き店舗バンク」による下限面積(地番解除)について1件申請のうち1件が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。6月の月例報告をします。7日、6月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。23日、現地調査を一斉にしております。28日、本日ですが第3回農業委員会の総会です。

7月の行事予定ですが、5日に7月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。21日が現地調査です。28日が第4回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

事務局 このあと、農地利用状況調査の研修会を計画しております。よろしくお願いします。

事務局長 以上で、令和3年度第3回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。
一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間 午前10時12分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 6 番

伊佐市農業委員 7 番